

国立大学法人和歌山大学広報・情報公開委員会規程

制 定 平成22年7月1日

法人和歌山大学規程第1128号

最終改正 平成29年 3月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学広報・情報公開委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学の広報戦略に関すること。
- (2) 法人文書の開示に関すること
- (3) 個人情報保護に関すること
- (4) その他広報・情報公開に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 広報担当の理事
- (2) 広報担当の副学長または学長補佐
- (3) 各学部から選出された教員 各1名
- (4) 職員 2名
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じ広報・情報公開に関する立案について、作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、企画課において処理する。

附 則

広報・情報公開委員会規程

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項の委員については、廃止前の国立大学法人和歌山大学常置委員会規程（法人和歌山大学規程第19号）第3条第2項の委員が就任するものとし、任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1249号）
この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1331号）
この改正規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1405号）
この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1463号）
この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1891号）
この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。